

報告第1号

非強制徴収公債権等の放棄について

和光市債権管理条例（平成28年条例第22号）第14条第1項第1号の規定により非強制徴収公債権等を放棄したので、同条第2項の規定により報告する。

1 非強制徴収公債権等の概要

月額報酬を受けるパートタイム会計年度任用職員として任用された者が月の途中で退職したことにより納付を求めている支給済の報酬額等の額。

2 放棄した額

86,039円

令和8年2月19日提出

和光市長 柴崎 光子